保留地販売に関する特記事項

美濃市生櫛土地区画整理組合

１．土地はすべて現状渡しです。

２．用途地域は第一種住居地域です。
（建ぺい率６０％・容積率２００％）

３．自治会は『生櫛自治会』になります。

４．上水道は宅地内まで引き込み工事が完了しております。
土地の引渡し後、直ちに上水道加入金が別途必要となります。
（φ１３の場合５５，０００円・φ２０の場合９９，０００円）
（詳しくは美濃市上下水道課までお問い合わせください）

５．下水道は宅地内まで引き込み工事が完了しております。
建物建築時に受益者負担金３００，０００円（一般住宅の場合）が別途必要となります。（公共桝設置工事費込）
（詳しくは美濃市上下水道課までお問い合わせください）

６．不動産取得税が別途課税されます。
（不動産を取得した方に１回だけ課税される県の税金）

７．保留地をローンでご購入希望の方もしくは住宅建築時に融資をご希望の方は、保留地を担保物件として保留地ローンをご利用いただけます。
当組合と協定を締結している金融機関はＪＡめぐみの・十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫・関信用金庫になります。
金融機関による事前審査がありますので、融資が可能かどうか、事前に金融機関にご相談ください。

８．保留地の所有権移転登記は、換地処分に伴う登記が完了した後に行っていただきます。
その際に、登記に要する費用（登録免許税及び司法書士報酬等）が発生します。

９．**契約保証金（契約金額の１０％）**が必要となります。なお、契約締結後３０日以内に契約保証金を差引いた残金を納めていただき、土地の引渡しとなります。

10．契約時に収入印紙が必要となります。
（契約金額が１千万円以下の場合５，０００円・１千万円を超える場合１０，０００円）

その他、ご不明な点は組合事務局（美濃市都市整備課内）へお尋ねください。